

運転免許の受験資格

		年 齢	視 力	運 転 経 歴 等
第二種免許	大 型	21歳以上	両眼 0.8以上 片眼 0.5以上 深視力	第一種大型・中型・準中型・普通・大特免許のいずれかを現に受けており、かつ、その免許経歴(免許停止期間を除く。)が通算して3年以上(政令で定める者は2年)の者
	中 型			上記の条件を満たし、現にけん引免許、又は、他の第二種免許を受けている者
	普 通			
	大型特殊			
	牽引			
第一種免許	大 型	20歳以上	深視力	第一種中型・準中型・普通・大特免許のいずれかを現に受けており、かつ、その免許経歴(免許停止期間を除く。)が通算して3年以上の者
	中 型			第一種準中型・普通・大特免許のいずれかを現に受けており、かつ、その免許経歴(免許停止期間を除く。)が通算して2年以上の者
	準中型			
	牽引	18歳以上	両眼 0.7以上 片眼 0.3以上 (片眼で0.3に達しない場合は、他眼で0.7以上かつその視野が150度以上)	第一種大型・中型・準中型・普通・大特免許、または、第二種免許(けん引を除く。)を現に受けている者
	普 通			
	大型特殊			
	大型自動二輪	16歳以上	両眼 0.5以上 (片眼が見えない場合は、他眼で0.5以上かつその視野が150度以上)	
	普通自動二輪			
	原 付			
	小型特殊			
仮免許		同種免許と同じ		
※1 令和4年5月13日施行の改正道路交通法により、第二種免許、第一種大型・中型免許の受験資格が緩和されています。指定自動車教習所等において、特例教習を修了することにより、年齢及び運転経歴年数が引下げられるものです。 ※2 令和8年4月1日から第一種普通免許、準中型免許の仮免許試験、本免許試験を受験することができる年齢が18歳から17歳6か月に引き下げられました。ただし試験に合格しても、年齢が18歳に満たない者は運転免許証の交付を受けることができません。 詳しくは、福島運転免許センター又は郡山運転免許センターへお問い合わせください。				

過去に免許の拒否及び取消し等の処分を受けた場合は、受験前1年以内に取消処分者講習を受講しなければ受験できません。

【原付免許を受験される方へ】

原付講習を受講する場合は予約が必要です。住所地の警察署、分庁舎で行ってください。

なお、過去に免許の取消処分を受けた方は、受験日前1年以内に受講した取消処分者講習修了証書が必要です。また、受験日前1年以内に原付講習を受講した方は、原付講習終了書をお持ち下さい。原付講習は不要です。予約も要りません。